

東京高等工業学校の入学者選抜制度の歴史

佐々木 享

はじめに	抜制度(1903~1928)
I 東京職工学校時代(1889年まで)の入学者選抜制度	専門学校令(1903)と入学者選抜制度の改正 1904年からの改正
II 東京工業学校(1890~1900)と東京高等工業学校(1901~1902)の入学者選抜制度	1906年からの改正の要点 入学者の入学前の学歴 無試験検定入試の導入 工業経験者の優先 学科試験科目
入学者選抜に関する 1890年の規則 一般志望者にたいする学科試験 学歴のある志望者の選抜 地方入試 入学率等 入学者選抜の期日	入試期日と学年始期の転換 入学志願者・入学者の卒業年次別内訳 体格検査と口頭試問
III 専門学校令下の東京高等工業学校の入学者選	おわりに

はじめに

本稿では、東京高等工業学校の入学者選抜制度の歴史的要因の概要を、この学校の前身にさかのぼって述べる。

東京高等工業学校の歴史は、官立高等工業学校では最も古く、その前身は1881(明治14)年の東京職工学校の創立に始まる。この東京職工学校は、明治政府の殖産興業政策のなかで重要な役割をになうべき者すなわち「職工学校ノ師範若クハ職工長製造所長タルヘキ者」を養成する目的で設立された。職工学校という名称や職工長の養成というような目的規定は、当初、受験生や学生のうけがよくなかったといわれる。1890(明治23)年に手島精一を校長に迎え、東京工業学校と改称した頃から、折からのわが国産業革命展開期の鉱工業界に重要な人材を供給する学校として発展し、やがて、学校が蔵前にあったところから、「煙突のあるところ蔵前あり」といわれるようになった。なお校地は、蔵前校舎が震災で灰燼に帰したことを契機に、1924年から大岡山に移転した。

学校の名称は1890(明治23)年に東京工業学校に、1901(明治34)年に東京高等工業学校と変わり、この間に校則上の目的規定も多少変わったが、鉱工業の中堅技術者養成をめざす教育水準や修業年限(3年)は

当初から基本的には変わらなかった。学制上変わったのは、発足当初本科の下に設けられていた1年制の予科が1886(明治19)年に廃止されたくらいのものであった。1929(昭和4)年4月、大正末期以来の大学昇格運動が実って東京工業大学が発足、東京高等工業学校は発足以来48年間、約半世紀の幕を閉じた。

本稿では、いわゆる本科(1886年までは予科)についての入学者選抜制度のみを扱う。本科はいくつかの部、学科に分けられていた。入試の学科試験科目に多少の相違があった場合があったが、入学者選抜制度の基本は各学科に共通していたと考えてよい。

また同校には1893(明治26)年6月に工業教員養成所が開設された。同所の入学資格や選抜制度は本校本科のそれと共通する面が多いが、本稿では割愛する。

また同校は1896(明治29)年より外国(主として中国)からの留学生を受け入れており、留学生受け入れのための特別の制度を設けていたことが注目されるが、これらの点についても本稿では割愛する。

東京高等工業学校(東京職工学校、東京工業学校の時代をふくむ、以下同じ、またときに東京高工と略す)の入学者選抜制度は、頻りに変更された。この変化の時期は、学校名の変化とは対応していない。同じ方式が5年以上永続したのは1906(明治39)年以降のことである。

以下では便宜的に、専門学校令の施行（1903年）により入学資格（実質は受験資格）が同程度の専門学校と共通になった1903（明治36）年以降と1902年までに大きく区分して述べる。

I 東京職工学校時代（1889年まで）の入学者選抜制度

東京職工学校は1881（明治14）年に設立され、同年8月に東京職工学校規則が制定された。しかしこの規則全文は残されていない。¹⁾ もっとも、この規則による生徒募集・選抜は実施されなかった。

1882（明治15）年5月に学則が改正され、入学資格、選抜に関しては以下のように定められた。²⁾

第6条 本校ニ入学セント欲スル者ハ左ニ掲クル書式ニ拠リ學術履歴書及ヒ第一様若クハ第二様ノ品行證状ヲ添へ願書ヲ差出スヘシ

〔書式略〕

第7条 予科へ入学スル生徒ハ年齢満16年以上満25年以下身体強壯ナル者ニシテ左ニ掲クル課目ノ試業ニ合格スルモノトス
但相当ノ学力アルモノハ直ニ本科へ入学セシムル事アルヘシ

入学試業課目

読書 皇朝史略

作文 仮名交り文

算術 分数、小数、比例、開平、開立

代数 一次方程式

物理 初歩

‘83年の学則（国立公文書館所蔵）では、以上のほか「化学 初歩」がくわわっている。後述の回想からみてこの方が正確であろう。

この時期の修業年限は予科1年、本科3年であり、生徒募集は予科について行なわれた。相当の学力があれば直接に本科に入学させるとあるが、実際にこのような例があったのかどうかは明らかでない。

入学資格の基本を、いわゆる学歴でなく、年齢、身体状況および学力検定の可否によって定めているのは、この時代の特色である。

年齢については下限と上限とを定めていることが注目される。この条文にみる限り、女子の入学が排除されてはいない。女子の入学を認める趣旨だったのだろうか。現実には女子が受験したという記録はない。

1882年9月に行なわれた第1回入学試業の実際は次のようなものだったと回想されている。³⁾

先ず白文訓点と作文の2科目で以て大部分振ひおとして仕舞って、次に物理、化学等の試験を行

ふ、何れも口述査問で1つずつ試験官の面前に呼び出されて化学とはどんな学問か、物理とはどうなものかなど問はれ、それぞれ答へるとソナ学問を何故勉強したいか法律学とか医学とか兵学とか当世流行のおもしろい学問があるではないかなど語られる。之に対してドウヤラコウヤラでまかせて切つてめけると数学の試験となる。是れも紙へ書いて答へるのではない、ボードに問題が書いてあって一々我々を呼び出してボード面に運算させて答を出させる。といった次第で、要するに学科試験4分に人物試験6分と云った有様だ。

第1回の入学者選抜については募集が大変だったといわれるがそれでも133名の応募があり、上記の選抜

表1 東京職工学校の入学志願者・入学者

(1882～1889)

	入学志願者	入学者	入学率
1882(M15)	133	60	45.1
1883(16)	71	32	45.1
1884(17)	90	33	36.7
1885(18)	195	70	35.9
1886(19)	300	81	27.0
1887(20)	3	3	100.0
1888(21)	403	70	17.4
1889(22)	453	72	15.9

『東京工業大学六十年史』による。

を経て60人が入学した。

東京職工学校時代の入学志願者・入学者は表1の如くであった。‘83、‘84年の入学者数に大きな変動があるのは、志願者数に変動があったためでもあるが、この時期の選抜が基本的には競争試験ではなく学力検定試験の性格を色濃くもっていたことをしめしている。1887（明治20）年に志願者・入学者が少ないのは、この年8月の学則改正により予科が廃止され、本科については臨時的な入学者選抜が行なわれたに過ぎなかったからである。

1887（明治20）年までは『学校一覽』などの資料が発見されていないので、この間に選抜方式に変化があったのかどうかは不明である。1884年1月には学則改正があり、初等中学科卒業者は無試験で予科に入学できるとされたが、⁴⁾ この種の入学志願者があったのかどうかは明らかでない。

‘86（明治19）年8月の学則改正で予科が廃止された（正科は従来通り3年）ため、この年には予科の生徒募集は行なわれなかった。『明治21年・22年』の

『学校一覧』によると入学資格の年齢は満17年以上25年以下となっている。⁵⁾ 予科廃止に伴う改正である。

『東京職工学校一覧 明治21年・22年』に記載された入学関係の規定は以下の如くであった。

第一 入学ノ期ハ毎学年ノ始メ一回トス但時宜ニ依リ第二期ノ始メニ於テ入学ヲ許スコトアルヘシ

第二 正科へ入学スル生徒ハ年齢満十七年以上満二十五年以下トシ身体強壯ニシテ左ニ掲クル試業科目に合格スルモノトス

但尋常師範学校尋常中学校ノ卒業生ニシテ地方庁ノ特選ニ係ルモノハ人員ヲ限り試験ヲ用ヒス入学ヲ許可スルモノトス

入学試験科目

- 一 体格
- 一 読書 漢字交り文
- 一 作文 漢字交り文
- 一 算術 四則, 分数, 小数, 比例, 百分算, 開平, 開立,
- 一 代数 一次方程式マテ
- 一 平面幾何 トドハンタル氏幾何学 訳書第二編終リマテニ相当スルモノ
- 一 物理学 スチワート氏小学物理学 ノ程度ニ依ル
- 一 無機化学 ロスコー氏小学化学書 ノ程度ニ依ル
- 一 英語解釈 英語読本第二若クハ第三ノ程度ニ依ル

第三 入学試業ヲ受ケント欲スルモノハ試業費トシテ金壹円ヲ納ムヘシ

但自己ノ都合ニ依リ試業期日三日前マテニ入学願ノ取消ヲ乞フモノニハ其試業費ヲ返付ス

第四 正科へ入学スル生徒ハ左ニ掲クル学科ノ内ニ就テ予メ其専修スヘキ科目ヲ定ムヘシ

但入学後一ヶ年以内ニ同部内ニ於テ其専修科目ヲ變ヘント欲スルトキハ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

化学工芸部

色染

陶器玻璃製造

製品

機械工芸部

機械製造

第五 官立公立学校ニ於テ退学ヲ命セラレ爾後文部大臣ヨリ学校へ入学ヲ禁セラレタル者ハ勿論都テ品行端正ナラサル者ハ入学ヲ許サス

但入学禁止ノ処分ヲ受ケタル者ト雖トモ特ニ解禁セラレタル者ハ此限りニアラス

以上につき, 若干の解説を試みる。

まず, 入学期を毎年1回, 学年初めとする原則を明示しているが, この方式は官立学校では早くから常態化したものであった。なお学年については「学年ハ九月十一日ニ始リ七月十日ニ終ル」とされている。これは, 多分, '82年の創立以来の方式である。

入学資格の年齢制限については, '85年の規則により下限だけが1年年長とされている。年齢に上限が設けられていることが注目される。

入学試験科目は, '85年の規則の5科目よりも, 平面幾何, 無機化学, 英語解釈の3科目がふえて8科目となっている。平面幾何, 物理学, 無機化学, 英語解釈の水準については, 当時の中学校で使用されることが多かったと思われる教科書によってしめている。

この年の規則で注目されるのは, 尋常師範学校, 尋常中学校の卒業生で地方庁の「特選」(推薦か)する者を無試験で入学させることにしていることである。前年('87年)には予科が廃止された関係で生徒募集は行われていないから, この規定はこの'88年から実施されたことになる。この同じ時期つまり'86年に発足した高等学校も尋常中学校との接続を明らかにしていたが, 現実には尋常中学校は未整備でその卒業生を得ることはできず, 本科の下に予科, 学校によってはさらにその下に補充科を設置しなければならない状況であった。東京職工学校が尋常中学校を卒業した志願者を得ることができたとは考えにくい, この規定によって, 東京職工学校が尋常中学校と直接に接続する学校であることが明らかにされている意味で注目されるのである。

なおこの時期の尋常師範学校は, 高等小学校卒業(この時期は尋常小学校4年制, 高等小学校4年制であった)を入学資格とする修業年限4年制の学校で, 順調に進学したとしてもその卒業生は川頭調に進学した尋常中学校の卒業生より1年年長である。東京職工学校がその入学資格として尋常中学校と尋常師範学校とを同列においたのは, 東京職工学校がその入学資格としての学力に関し尋常師範学校卒業生を尋常中学校卒業生と同等とみなしたことを意味するが, 同時に, 「将来工芸教員又ハ工芸技師職工工場長タルヘキ者ニ須要ナル諸般ノ工芸等ヲ教授ス」という東京職工学校の目的(明治21・22年の『学校一覧』による)に照らして, 将来工芸教員たらんとする者を歓迎する意味がふくまれていたのではないかと思われる。(残念ながら, 入学志願者・入学者の入学前の学歴をしめす資料

は知られていない。)。

翌年(「明治22年・23年」)の『学校一覧』に記載された規則中の入学に関する規定には3点について変更がみられた。

その第一は「入学試験課目」の説明文の追加、変更で、算術では「求積」がくわえられ、代数は全文改訂され、「諸定義、符号、四則、最大公約数、最小公倍数、分数、比例、一元一次方程式、多元一次方程式、一次問題、負数ノ解釈、不定不能ノ場合」と詳細にしめされた。平面幾何も全文改訂され、「諸定義、一点ニ於ル角、平行直線、三角形、平行四辺形、軌跡」と詳細になった。反対に物理学、無機化学は特定の教科書的書物で内容を例示する方式をやめてたんに「大意」とされた。また英語解釈は「凡ユニオン第四読本ノ程度ニ依ル」と改訂された。第2は「受験料」を1円から2円に値上げしたことである。

第3は前掲「第四」の但書つまり入学後に転科し得る規定を削除したことである。

この学校は東京職工学校以来複数の学科編成をとっており、科の志望に関して第2、第3志望を認められるかどうかは問題となるところであるが、規則にみられる限り、82(明治15)年から1903(明治36)年までは1科のみの志望に限定していた。この年からは入学後の転科も認められなくなったものとおもわれる。

II 東京工業学校(1890～1900)と東京高等工業学校(1901～1902)の入学者選抜制度

入学者選抜に関する1890年の規則

ここでは、手島精一が校長に赴任し校名を東京工業学校と改称した1890(明23)年から専門学校令が施行される前年の1902(明治35)年までの入学者選抜制度につき述べる。しかし1902年に入学者選抜制度の全面的改正があったわけではないので、若干の事項についての記述は、この後にまで及ぶ。この間、1901年に校名は東京高等工業学校と改称したが、これは校名改称のみで学則等の改正はなかった。

1890年に改正された東京工業学校規則中の入学者選抜に関する条項は次の如くである。⁶⁾

第三十九条 入学ノ期ハ毎学年ノ始メ一回トス

第四十条 入学セントスルモノハ左ノ各項ニ適合シ且学科試験ニ合格スルモノトス

- 一 年齢満十七年以上満二十五年以下
- 一 品行端正ナル者
- 一 身体強健ナル者
- 一 工業者ノ子弟又ハ将来工業ニ従事セントスル志

望ノ鞏固ナル者及第六条ノ資格ヲ有スル者

第四十一条 入学試験ノ学科目左ノ如シ

- 一 読書 漢字交り文
- 一 作文 漢字交り文
- 一 算術 四則、分数、小数、比例、百分算、開平、開立、求積
- 一 代数 諸定義、符号、四則、最大公約数、最小公倍数、分数、一元一次方程式、一次問題、負数ノ解決、不定不能ノ場合
- 一 平面幾何 諸定義、一点ニ於ル角、平行直線、三角形、平行四辺形、軌跡、平面積
- 一 図画 自在画(鉛筆画若クハ毛筆画)、器物及草花ノ実物臨写、用器画(尋常投影法)、実物臨写及摸写
- 一 物理 大意
- 一 無機化学 大意
- 一 英語解釈 凡ユニオン第四読本ノ程度ニ依ル

第四十二条 第四十条第四項ノ前段ニ適合スルモノヲ汎ク全国ニ求ムルノ主旨ヲ以テ生徒募集ヲ府県庁ニ依託シ別ニ定ムル所ノ募集手續ニ依リ各其便宜ノ地ニ於テ入学試験ヲ施行スルモノトス

但東京府下ニ限り募集及入学試験ハ本校ニ於テ施行スヘシ

第四十三条 府県立尋常中学校ヲ卒業シ第四十条各項ニ適合スルモノニシテ卒業試験ノ際(別ニ卒業試験ヲ施サ、ル学校ニ於テハ最終ノ学年試験ノ際)左ノ成績ヲ得タルモノハ府県知事ノ證明ニ依リ特ニ試験ヲ須井ス入学ヲ許可スヘシ

- 一 算術 定点三分ノ二以上
- 一 代数 全
- 一 幾何 全
- 一 図画 全
- 一 物理 全
- 一 化学 全

第四十四条 第四十二条入学試験ニ合格セル者并第四十三条ニ依リ入学ヲ望ム者募集定員ニ超過スルトキハ先ツ工業者ノ子弟ヨリ入学セシムルモノトス

第四十五条 第六条ニ依リ府県知事推選スヘキ尋常師範学校卒業生ハ第四十三条学科ノ成績并手工科ニ於テ定点三分ノ二以上ヲ得タルモノニ限ル此資格アルモノハ特ニ入学試験ヲ須井ス

但本文ニ依リ入学セシムルモノハ学校長ニ於テ其人員ヲ定メ予メ之ヲ府県知事ニ通知スヘシ

第四十六条 入学試験ヲ受ケント欲スルモノハ試験料トシテ金貳円ヲ本校収入官吏ニ納ムヘシ

但試験料ヲ納付シタル後自己ノ都合ニヨリ入学願

ヲ取消スモ 試験料ハ返付セス
 第四十七条 第六条第四十三条ニ依リ入学ヲ願フモノ
 ハ試験料ヲ徴取セス
 第四十八条 生徒ハ左ニ掲クル学科ノ内ニ就テ予メ専
 修スヘキ科目ヲ定ムヘシ

- 化学工芸部
- 染織工科
- 陶器玻璃工科
- 応用化学科
- 機械工芸部
- 機械科
- 電気工業科

なお本文にいう第六条は以下の如くである。
 第六条 府県立尋常師範学校卒業生ニシテ府県知事ニ
 於テ将来尋常師範学校手工科教員タラシムルノ目的
 ヲ以テ其ノ推選ニ係ルモノハ機械工芸部特別生トシ
 テ入学ヲ許可ス
 但本文ノ特別生ニ限り第四条ニ掲載セル現業実習
 ヲ要セス修業年限モ亦時宜ニ依リ之ヲ短縮スルコ
 トアルヘシ

ここでは、第1に、将来工業に従事しようとする者
 だけでなく、入学資格のなかに「工業家ノ子弟」をく
 わえていることが注目される。この特徴は入学試験の
 合格者が多数あるときには「工業家ノ子弟」を優先す
 る(第44条)という点に顕著に現われている。第2
 に、規定にみる限り、入学試験は競争試験ではなく、
 入学資格としての学力の有無を検定するための試験と
 して位置づけられている。第3に、本校での入試は東
 京在住者に限り、東京以外の在住者のために、生徒募
 集の実務と入学試験を府県庁に委託して実施すること
 となった。第4に、学科試験を通して入学させるコー
 スとは別に、府県知事が成績優秀であることを証明す
 る尋常中学校卒業生を、無試験で入学させる道を開い
 た。第5に、従来は規定上尋常中学校卒業生と同等に
 扱われていた尋常師範学校卒業生のコースが、手工科
 教員養成のコースに限定されるようになった。なお、
 入学希望を1つの科に限定して第2志望を認めない点
 は、従来と同様であった。

入学者選抜の方法はこの後も頻繁に変更されたが、
 1902(明治35)年までは上記の特徴は基本的には変ら
 なかったとみてよい。規則の変遷を追ってもいたずら
 に煩瑣になるので、以下ではいくつかの特徴的事項の
 変遷を述べる。

一般志望者にたいする学科試験

この時期の入学者選抜の特徴の1つは、尋常中学校
 (1899年より中学校)卒業の資格をもつ志望者と学歴

表2 東京工業学校の一般志望者にたいする
 学科試験科目 (1882～1902)

年 代	科目数	科 目
1882～ (多分1886まで)	5科目	読書, 作文, 算術, 代数, 物理
1888～1889	8科目	読書, 作文, 算術, 代数, 平面幾何, 物 理学, 無機化学, 英語解釈
1890～1895	9科目	読書, 作文, 算術, 代数, 平面幾何, 図 画, 物理, 無機化学, 英語解釈
1896～1898	9科目	読書, 作文, 算術, 代数, 幾何, 図画, 物 理, 化学, 英語
1899～1902	10科目	国語, 英語, 算術, 代数, 幾何, 三角法, 博物, 物理, 化学, 図画

各年の『学校一覧』による。

を持たない一般志望者としては学科試験などの選抜方法
 を別個にしていたことであった。

一般志望者に課せられた学科試験の科目は、各年の
 『学校一覧』によれば表2の如くであった。

学科試験の各科目の内容や水準は、1896(明治29)
 年以降は「尋常中学校卒業程度ニ依ル」と明示される
 ようになった。1895年までは各科目の内容をしめすシ
 ラバスあるいはその時代の標準的代表的な教科書によ
 ってしめされたが、この時代にも尋常中学校卒業生
 には無試験入学の道が開かれていたことからみて、そ
 の要求水準は尋常中学校卒業程度であったとおわれ
 る。

1886年までの学科試験は5科目で、平面幾何、化
 学、英語などは課されなかった。これは、当時の中学
 校の学科課程の実際が充分整備されていなかったこと、
 職工学校に予科が設けられていて入学後に基礎科
 目の学習が課されていたことなどに対応していたので
 であろう。

予科がなくなった1888年の入試からの学科試験は、
 平面幾何、無機化学、英語の3教科がくわわっていっ
 きよに8科目に増加した。高等中学校でさえも尋常中
 学校卒業の受験者を集めることが困難であったこの時
 代の受験者・入学者が、これらの科目をどこでどのよ
 うに学習していたのかは興味があるところであるが、
 この時期の入学者の入学前の学歴等をしめす資料は知
 られていない。なお、試験科目の増加にもかかわらず、
 受験者は減っていない(表1)。

1890年からは試験科目に新たに図画がくわえられ
 た。

前述のように1896年からは、尋常中学校卒業程度
 と明記された。科目名は平面幾何が幾何に、無機化学
 が化学に、英語解釈が英語に変えられたが、重要な変
 更とはおもえない。1899年からは、従来の読書と作文

が国語になり、新たに三角法と博物とがくわえられたので、学科試験は9科目から10科目へと増加した。この変更は、1899(明治32)年の中学校令制定に対応したものとおもわれるが、中学校令施行規則の制定は1901年だから、改正の直接の契機は明らかでない。

なお選抜のために行なわれる学科試験の性格についてみると、1893(明治26)年の規則では「入学試験ニ合格スル者及第四十二条〔学歴ある者についての推薦入学〕ニ依り入学ヲ望ム者各其募集人員ニ超過スルトキハ先ツ工業者ノ子弟ヲ選抜シ尚ホ募集人員ニ満タサルトキハ入学試験ニ合格シタル者ニ於テハ成績ノ優等ナルモノヨリ次第二ニ入学セシメ」としていたので、入学試験は学力検定試験と競争試験の性格とを合わせもっていたことになる。翌'94(明治27)年の規則は「毎年募集人員ハ概ネ九十名以内ニシテ大凡之ヲ二分シ其半数ヲ競争試験ニ合格スルモノヨリ入学セシメ」と規定して、学科試験が競争試験の性格をもつことをいっそうはっきりさせている。

学歴ある志望者の選抜

1902年までは、尋常中学校卒業等のいわゆる正規の学歴をもつ志望者の選抜は、学歴を持たない一般志望者の選抜とは別個に行なわれた。

1884(明治17)年には、「初等中学科卒業ノ者ニシテ年齢十六年以上二十五年以下身体強壯ナル者ハ入学試験ヲ要セス直ニ予科ヘ入学セシムルコトアルヘシ」という規則改正が行なわれた。⁷⁾ この規定では「アルヘシ」というので学歴ある者は無条件で入学させるというものではなかった。またその運用の実態も明らかでない。

『明治21年・22年』の『学校一覧』からは、「尋常師範学校尋常中学校の卒業生ニシテ地方庁ノ特選ニ係ルモノハ人員ヲ限り試験ヲ用ヒス入学ヲ許スモノトス」とされた(規則第二)。人員を限ったの推薦入学である。推薦の要件はしめされていない。

前述のように1890年からは、府県立尋常中学校の卒業生で卒業試験の成績が定点(満点のことか?)の3分の2以上の者は、府県知事の証明により無試験で入学させることとなった。府県知事の証明を要件としている点は大きょうに見えるが、この時期の府県立尋常中学校は一府県一校に限られていたから、実態としては学校推薦と同様に運用されたとみてよいであろう。

翌1891年からは、無試験入学の有資格者は私立尋常中学校卒業生および高等中学校予科卒業生に拡張され、証明者は府県知事ではなく学校長とされた。高等中学校予科はともかくとして、私立尋常中学校卒業生に範囲が広がられたのは、私立学校関係者から抗議な

いし陳情があったのであろう。

なお、1892(明治25)年までは、推薦入学の人数枠に関する規制はなかった。この年の尋常中学校卒業生は、全国の公私立を合計しても800人に満たない状態であったから、ことさらに規制する必要がなかったのであろう。

1893年からは、募集人員を一般志願者と推薦入学の志願者にと二分することとなった。そして、尋常中学校卒業生の推薦入学についても、志願者が定員を超過した場合には、化学工芸部志願者には物理、化学の試験を、機械工芸部志願者には算術、代数、幾何の試験を、それぞれ尋常中学校卒業程度で行ない成績のよい者から順に入学させると規定した。この年公私立尋常中学校の卒業生は千名を越えるに至った。だからといって東京工業学校に多数の志願者が押し寄せるようになったとは考えにくい、そうしたことを予測しての改正であったとおもわれる。

翌1894年(明治27)年からは、推薦入学志願者に学科試験を課す場合の科目は、「物理及化学、数学、英語」に統一された。

『明治32～33年』の『学校一覧』記載の規則から、推薦方式がなくなるなど中卒者の選抜方法が大きく変わった。すなわち、この年の規則から推薦入学の要件としての在学中の成績に関する規制がなくなって、中学校卒業の志願者にはすべて、英語、数学、物理及び化学、図画の試験を課すこととなった。同時に、募集人員を一般志願者と中卒志願者に分ける方式も廃止され、中卒の志願者を入学させて後、なお欠員があれば一般志願者の入試を実施することとなった。官公私立中学校の卒業生は急速に増大し、1899年には4,206名、1900年には7,787名に達していたから、中卒者優先、つまり入学者の大部分を中卒者で揃えることも可能な時代が近づいてきたのであった。(表3)

『明治33～34年』の『学校一覧』によると、1900(明治33)年の入学者選抜の実績は、中学校及び師範学校卒業の志願者は318名で合格79名、一般志願者は受験者215名で合格者は78名であったとされている。しかしこの合格者計157名の内には本科125名のほか同校に附設されている工業教員養成所本科24名、同速成科8名をふくんでおり、同校本科のみの内訳は不明である。工業教員養成所の場合には、中学校のほか師範学校卒業生、工業学校卒業生にも正規の学歴者としての受験資格を与えている。

一般志望者にたいする学科試験による選抜は1902(明治35)年を最後に廃止された。廃止の理由を『明治

表3 官公私立中学校の学校数・卒業生数(1890～1902)

年	学 校 数			計	卒 業 生 数			計
	官立	公立	私立		官立	公立	私立	
1890	1	43	11	55	—	493	36	529
1891	1	44	10	55	—	600	113	713
1892	1	48	13	62	—	722	70	792
1893	1	58	15	74	8	855	355	1,218
1894	1	56	16	73	14	949	355	1,318
1895	1	70	16	87	14	1,170	411	1,595
1896	1	78	21	100	26	1,394	404	1,824
1897	1	89	27	117	36	1,781	677	2,494
1898	1	105	30	136	24	2,073	970	3,067
1899	1	133	33	167	31	2,758	1,417	4,206
1900	1	159	34	194	40	5,584	2,163	7,787
1901	1	182	33	216	52	6,904	2,540	9,496
1902	1	200	35	230	48	8,044	3,087	11,179

各年の『文部省年報』による。学校数には分校はふくまない。

36～37年』の『学校一覧』中の学校長報告は次の如く記している。

一般入学志望者ノ募集ヲ廢シタルハ中学校卒業ノ志望者ト一般入学志望者トノ学力ヲ比較スルニ入学試験科目ニ対シテハ両者ノ間敢テ軒輊ナキカ如シト雖モ前者ハ正則的ノ普通教育ヲ修メタルモ後ハ則チ然ラス主トシテ変則的ニ受験科目ノミヲ修メタルニ在レハ一平等ノ普通教育ヲ他ハ偏倚ノ教育ヲ修メタルヲ以テ在学中終ニ卒業ノ等差ヲ生スルハ勢ヒ免カルヘカラサルコトトス且從來一般入学志望者入学ノ門戸ヲ開キタルハ中学卒業生ニシテ入学ヲ志望スルモノ稍々少数ナルヲ以テ己ムヲ得サルニ出テタリト雖モ近年中学校ノ増設セラレタル爲メ中学卒業生ノミニシテ募集人員ニ数倍スルノ入学志望者ヲ得ラルヘキ見込ナレハ自今一般入学志望者ノ募集ヲ廢シタリ然レトモ中学卒業生ニアラサルモ中学学科程度ニ於テ検定試験ヲ経タルモノノ如キハ其学力中学卒業生ト同一視得ヘキカ故ニ受験ノ資格ヲ得セシメタリ

この文末に、一般入学志望者のための試験を廃止しても中学学科程度の検定試験があるといっているのは、1903(明治36)年に始った専門学校入学者検定規程による試験検定をさしている。

地方入試

この時期の東京高工の入学者選抜方法の特色の1つは、学科試験を要する選抜については、東京在住の志望者についてのみ本校で実施し、東京以外の在住の志望者の選抜は地方庁あるいは地方の尋常中学校に委託して実施したことである。

1890(明治23)年から地方在住の志望者のための選抜業務を道府県庁に委託するようになったことは前述のとおりである。ただし、『明治26～27年』の『学校一覧』記載の規則には地方入試を行なう旨の規定がないのでこの年については地方入試が行なわれたのかどうか明らかでない。

1894(明治27)年からは、地方在住の志望者のための学科試験は、所在地方の尋常中学校に依頼して実施することとなった。(『文部省年報』によれば、この年、北海道、神奈川、埼玉、山口の4道県には公私立の尋常中学校は未設置であった。これら4道県についての措置は不明である。)この方式は1898(明治31)年まで続けられた。

1899(明治32)年からは、地方在住の中学校卒業者の入学試験は当該中学校に依頼して実施し、東京在住の中卒者および一般入学志望者の入試は本校で実施することとされた。この方式は、1905(明治38)年まで続けられた。

地方入試の実態は明らかでない。『明治38～39年』の『学校一覧』は、「從來入学試験ハ在地方ノ入学志望者ハ其卒業ノ中学校又ハ工業学校ニ依頼シ本校ヨリ送付セン試験問題ニ就キ試験ヲ舉行セシカ其地方学校ヲ煩ハスコト多キハ論ナク時ニ或ハ試験ノ公平ヲ期シ難キトニ依リ今回此ノ制ヲ廢止」するのだと述べている。東京高工の職員が出張するのではなく、問題用紙を送付する方法で実施することを依頼していたのである。⁸⁾これには明記されていないが、解答用紙を本校に送付してもらっていたのであろう。

入学率等

東京工業学校時代（1890～1900年）及び東京高等工業学校と改称してからの1901、1902年の入学志願者・入学者の数を、『東京工業大学六十年史』によって表4にしめた。（この間、1901年の入学者のみは『文部省年報』の数値と違っている。また、後述のように、1900、1901、1902年については、『学校一覧』記載の数も、表4の数と異なっている。）

これによると、入学志願者と入学者との比率を競争率とすれば、競争率は1899年の3倍弱を例外としておおむね4～5倍で推移してきたとみることができる。かなりの競争があったわけである。

各年の『学校一覧』によると、分科別の入学者数は表5の如くである。1900、1901年については、入学志願者の学科別内訳が明記されていない。なおこの時期までは、出願は1学科のみで第2志望は認められず、

表4 東京工業学校・東京高等工業学校の入学志願者・入学者（1890～1902）

年	入学志願者	入 学 者	入 学 率
1890(M23)	359	68	18.9
1891(24)	354	93	26.3
1892(25)	381	81	21.3
1893(26)	331	76	23.0
1894(27)	不詳	67	—
1895(28)	不詳	73	—
1896(29)	不詳	108	—
1897(30)	不詳	103	—
1898(31)	357	95	26.6
1899(32)	398	141	35.4
1900(33)	453	132	29.1
1901(34)	562	¹⁵⁸ / ₁₄₀	24.9
1902(35)	741	187	25.2

『東京工業大学六十年史』による

1901年の上段の数は『文部省年報』による

また入学後の転科も認められていない。

志願者の学科別内訳の記されている1902年についてみると、競争率は学科により著しい差がみられた。窯業科、工業図案科は2倍弱であったが、電気科の電気機械分科は5倍強に達していた。他の学科はおおむね4～5倍程度であった。7月応募者つまり学歴をもたない一般志願者が機械科、電気機械分科には1名も出願していないことは興味深い。一般志願者は、これら最も競争の厳しい2学科を敬遠したのかも知れない。残念ながら、志願者入学者の学歴別内訳は知られていない。

入学者選抜の時期日

1894（明治27）年までの東京高工の『学校一覧』は、「入学ノ期ハ毎学年ノ始メ一回トス」と述べるのみで、入学試験の実施期日を明示していない。

東京高工の学年の期間は、東京大学などと同様に東京職工学校以来9月11日から翌年7月10日までとされていた。これからすると初期の入試は9月に実施されていたのかも知れない。

『明治27～28年』の『学校一覧』は、「入学ノ期ハ毎学年ノ始メ一回ニシテ入学試験ハ学年末七月若クハ学年ノ初メ九月本校ニ於テ之ヲ施行ス」と記している。この記述は、『明治29～30年』の『学校一覧』まで変わらない。この時期の入試は、7月あるいは9月と不定であったらしい。

『明治30～31年』の『学校一覧』は、「入学試験ハ学年末七月四日ヨリ本校ニ於テ之ヲ施行ス」と記している。これが1897（明治30）年についての記述なのか翌'98年についての記述なのかは不明である（おそらく後者）。いずれにせよ、この時期から東京高工の入試は7月あるいはそれ以前に実施されるようになった。『明治31～32年』の『学校一覧』では入試期日は6月22日から実施するとされている。

表5 東京高工の科別入学志願者・入学者（1900～1902）

	1900	1901	1902				合格率	
			5月応募者	7月応募者	応募者計	入学許可者		
染織科	色染分科	4	6	16	17	33	9	29.1
		機織分科	9	12	40	22	62	16
窯業科	3	4	13	8	21	9	42.9	
応用化学科	20	18	59	56	115	25	21.7	
機械科	58	61	313	—	313	68	21.7	
電気科	電気機械分科	19	19	126	—	126	25	19.8
	電気化学分科	6	5	11	21	32	9	28.1
工業図案科	6	6	10	13	23	10	43.5	
計	125	131	588	137	725	171	23.6	

各年の『学校一覧』による。

表6 東京高工の入学者選抜の日程 (1901年)

4月1日	本日ヨリ中学校卒業ノ入学志望者入学願書ヲ受理ス
4月10日	在地方中学校卒業ノ入学志望者入学願書并工業教員養成所推挙書発送期終ル
4月30日	本日で東京中学校卒業ノ入学志望者入学願書差出期日終ル
5月2日	在東京中学校卒業ノ入学志望者体格検査始ル
5月6日	中学校卒業ノ入学志望者并工業教員養成所推挙生ノ学科試験始ル
5月9日	同上試験終ル
6月1日	本日ヨリ本校并ニ工業教員養成所一般入学志望者ノ入学願書ヲ受理ス
6月29日	本校并工業教員養成所一般入学志望者入学願書差出期日終ル
7月1日	同上体格検査始ル
7月3日	同上学科試験始ル
7月12日	一般入学志望者学科試験終ル

1900 (明治33)年から、中卒者にたいする入試と一般志望者にたいするそれが分けて実施されるようになった。『明治33～34年』の『学校一覧』記載の学年暦によると、1901年の入学者選抜の日程は表6の如くであった。

これによると入学者選抜試験は、①学歴ある者にたいする試験 (5月初旬) と一般志望者にたいするそれ (7月初旬) の2回に分けて実施されたこと、②それぞれ学科試験に先立って体格検査が実施されていたこと、③学科試験は学歴を持つ者には4日間、一般志望者には10日間にわたって実施されたことがわかる。これによると学科試験は1日に1科目ずつ実施したものとのおもわれる。④学校側からみた入学者選抜に関する実務は、願書受付開始 (4月1日) から数えても7月中旬までの約3か月半にわたる大きな行事であったことがわかる。

上記の日程による選抜方式は1両日のずれはあったとしても、基本的には変わらないかたちで1902 (明治35)年まで続けられた。

翌1903年からは、一般志望者にたいする入試がなくなった。これに伴い表6の日程のうち6月1日以後の日程はなくなったが、その他の部分は変らなかつた。

入学選抜の日程に関しては、同種の他の学校の日程との関係が問題になり得る。高等学校大学予科の入学者選抜は、1901 (明治34)年までは学校ごとに実施されており、目下のところこの時期の各校の選抜日程は明らかでない。1902年からは高校大学予科の入学者選抜期日は全校統一されるようになったが、体格検査、学科試験ともに7月上旬であったから、東京高工の有

学歴者の入試と重なることはなかつた。1896 (明治29)年に発足した大阪工業学校 (1901年に大阪高等工業学校と改称) の入学者選抜の日程は目下のところ未詳である。

体格検査、学科試験の期日が重ならない場合には、同一人が複数の学校で受験することができる。このような場合について、文部省は1903 (明治36)年4月に文部省告示第96号をもって、

同一人ニシテ文部省直轄諸学校中ノ二箇以上ノ学校ニ入学ヲ出願シタル者ハ其ノ最前ニ入学ヲ許可セラレタル学校ニ入学スヘキモノトス但シ同時ニ二箇以上ノ学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ノ入学スヘキ学校ハ本人ノ選択ニ任ス

と定めた。文部省直轄学校の入試合格者氏名は官報に発表されたから、この告示は厳格に守られたのではないかとおもわれる。上記告示は1910年、1912年に改正があり、上記規制の対象として文部省直轄学校のほか東京帝大農科大学農学実科等の各帝大附設の教育施設がくわえられた。

Ⅲ 専門学校令下の東京高等工業学校の入学者選抜制度 (1903～1928)

専門学校令 (1903) と入学者選抜制度の改正

東京工業学校は1901 (明治34)年5月に東京高等工業学校と改称した。しかしこれは校名改称のみで、入学者選抜制度をふくむ学則の変更は行なわれなかつた。

1903 (明治36)年3月27日に専門学校令が公布され、同年4月1日から施行された。この専門学校令に基づく専門学校入学者検定規程は同年3月31日に公布され翌4月1日から施行された。

専門学校令が公布・施行されたのが1903年であるから、東京高工の入学者選抜に関する規則もこれに対応させるためには同年3月以降に改正されたとおもわれるのに、実際には、1902 (明治35)年12月に発行された『明治35～36年』の『学校一覧』に記載された1903年の入学者選抜実施方法は、入学資格としての年齢制限、中学校卒業などの学歴をもたない者にたいする一般入試など、翌年公布施行される専門学校令や専門学校入学者検定規程 (いわゆる専検) の条項に直接に抵触する事項は削除され、また入学資格を工業学校卒業者にも拡張していた。

『明治35～36年』の『学校一覧』に記載された1903年の入学者選抜の方法に関する要旨は以下の如くであった。

①入学資格は、「本校ニ於テ適當ト認メタル中学校、

中学校程度ノ工業学校卒業生若クハ中学校卒業生ト同等ト検定セラレタル者」で「品行善良、身体強健、将来工業ニ従事セントスル志望鞏固ナル者」で、入学試験に合格した者。これによると、受験資格はすべての中学校の卒業生に認めたのではなく、東京高工が適当と認めた中学校に限定されることになる。現実特定の学校を限って指定したとすると専門学校令に抵触する疑いがある。『明治36～37年』の『学校一覽』においてもこの点は同文である。

②入学試験は、英語、数学、物理及化学、図画自在画用器画の4科目につき、中学校卒業程度で実施するとされた。

ただし、工業学校卒業生には、上記4科目のほかに国語を課している。中学校よりも授業時間数の少ない国語の学力について、とりたてて調べる趣旨とおもわれる。また、「工業図案科志望者ニ在テハ前項科目中数学及物理ヲ省キ簡易ノ図案ヲ立テシメ図画ノ成績中ニ勘合ス」とされた。学科試験の科目は従来と同様であったが、工業学校卒業生への扱い、工業図案科志望者の扱いが従来と異なっている。

③「試験ハ在地方ノ者ハ本人ノ卒業セル学校ニ依嘱シ之ヲ行ヒ在東京ノ者ハ本校ニ於テ之ヲ行フ」。これは従来どおりである。

結局、従来と最も大きく変わったのは、中卒等の学歴のない一般志望者にたいする試験がなくなったことであった。

1904年からの改正

東京高工の入学者選抜制度は、1904（明治37）年から、2点につき改正された。

その1つは、従来は出願に際して1つの学科のみを志望させていたのにたいし、この年から第2、第3志望を認めることとしたことである。この点につき『明治37～38年』の『学校一覽』は、「一二ノ学科ニ於テハ此種ノ（第2又は第3志望による——引用者）入学者多キモ学力ハ一般ニ平均ヲ得テ一教室ニ於テ授業スルノ便多キノミナラス卒業後ニ於テ実務ニ従事スルニ方リ其成績不可ナラサルヲ予期スルニ難カラサラン」と述べている。

第2は、「中学校又ハ工業学校卒業生ニシテ入学ノ当初ヨリ学資ノ借受ヲ出願セントスルモノハ当該学校長ニ於テ人物、学業優秀ニシテ学資借受ノ必要ヲ認め予メ本校ニ通牒スルモノニ限り」、適宜の検定を経て年額100円以内の金額を給貸することとしたことである。これは選抜方法自体の改正とは言えない面もあるが、学資の貸与が受けられるなら進学したいという学力優秀な生徒に進学の道を開くという点では、重要な

意味をもっている。実際にはそれだけでなく、この改正が好結果をもたらしたことが、後の無試験検定入試導入の1つの契機になったものとおもわれる。その第1回（1904年）の実施結果につき『明治37～38年』の『学校一覽』は次のように述べていたのである。

中学校及工業学校卒業生ニハ入学ノ初メヨリ学資貸付ノ途ヲ開キ其出願ハ当該学校長ヲ經由セシムルノ結果ハ能ク優良ノ人物ヲ得タリ是レ此等学校長ハ学業及人物優等ニシテ学資貸付ノ必要ヲ認メタルモノニ就キ推薦セシモノノ如ク現ニ入学受験者ハ僅カニ六分ノ一強入学試験ニ合格セシニ過キササルモ学資借受志願者ニ在テハ約其半数入学試験ニ合格セシニ徴シ察知スルニ足ラン

『明治38～39年』の『学校一覽』によると、第1回は15名に学資を貸付け1年間その成績を調べたところ、「皆佳良ナルヲ認ムルヲ得タリ」と報告されている。

1906年からの改正の要点

『明治38～39年』の『学校一覽』記載の入学者選抜方法には、従来のそれに比していくつかの重要な改正点がみられる。この方式は、1906（明治39）年の選抜から実施された。

改正の要旨は、①入学資格に関する規定を整備したこと、②従来のいわゆる地方入試を廃止したこと、③学科試験による選抜のほかに無試験検定による選抜を併用するようになったこと、④工業に従事した経験者を優先する旨の規定をくわえたこと、などである。以下ではこれら改正点を中心に1906（明治39）年以降の入学者選抜制度の要点を述べる。

入学資格に関する規定は以下のように改正された。

入学ヲ許可スヘキ者ハ品行善良、志望鞏固ナル男子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当シ入学試験又ハ無試験検定及身体検査ニ合格スルヲ要ス

- 一 中学校ヲ卒業シタル者
- 二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者
- 三 専門学校入学者検定規程第八条一号ノ指定ヲ受ケタル者
- 四 工業学校ヲ卒業シタル者

この規定は専門学校令、専門学校入学者検定規程にそって、中卒者のほかに工業学校卒業生、専検の試験検定合格者（2号）、専検の無試験検定合格者（3号）に入学資格のあることを明記したものであり、とりたてて問題にすべきことはない。むしろ、専門学校令制定後も前年まで、中学校、中学校程度の工業学校の全部ではなく、「本校ニ於テ適当ト認メタル」学校に限定

していたことが奇異な感を与えていたのである。

従来と異なる点の一つは、規定上の入学資格を男子に限定したことである。従来の規定では、一般志望者の試験には女子も出願し得たし、専検の合格者(試験検定、無試験検定とも)ならば女子も出願し得た筈であるが、東京職工学校以来この学校に女子の志願者・入学者があったことは知られていない。しかし、女子の出願者の例がなかったとはいえ、制度として女子の入学を排除したことは重大であった。

やや細かい点を言えば、『大正11～12年』の『学校一覽』記載の規則から、入学資格第4号の工業学校卒業生については、「但尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五年、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三年若クハ之ト同等以上ノ学校ヲ卒業シタル者ニ限ル」という但し書がつけくわえられた。これは1921(大正10)年1月の工業学校規程改正により、工業学校の修業年限に尋小卒を入学資格とするときには3～5年、高小卒を入学資格とするときは2～3年という伸縮性が与えられたために、専門学校令にそって入学資格を厳密に規定するための改正であり、実質的な変更を伴うものではなかった。

入学者の入学前の学歴

東京職工学校、東京工業学校時代については、入学者の入学前の学歴は知られていない。『文部省年報』に掲げられた東京高工の入学者の入学前の学歴をまとめると、表7の如くである。

これによると、東京高工の入学者は例年大多数が中卒者で占められていた。これにつぐ工業学校卒業生は、最も多かった年でも6%強に過ぎず、たいていは5%以下であった。官立実業専門学校入学者中に実業学校出身者が占める比率は、高等農業が最も多く、高等商業がこれについだ。官立高等工業入学者中の実業学校出身者は決して多くはなかったが、それでも全校についてみれば、5～10%で、⁹⁾ 東京高工よりは多いのがふつうであった。

地方入試の廃止

東京以外の地方在住者のために、学科試験の実施を志願者の出身学校に依頼する方式を廃止したこと、およびこの廃止の理由については前述した。

東京高等工業の社会的威信が確立するに至っていたこと、鉄道網が急速に全国に拡がっていったこと、などがこの措置を可能ならしめたものとおもわれる。実際、詳細な数値は省くが、地方入試を廃止した1906年以降も受験者は減らなかったし、また入学者の出身地域も、地方入試を実施していた時期と同様に北海道から沖縄県に至る全道府県にまたがっており、著しい変化はみられなかった。

東京高工生徒の出身地域についていえば、東京出身者は従来から多かったが、その比率は地方入試廃止後も変らなかった。たとえば、1905年の内地出身在籍者512名中東京出身者は82名、16%であったが、1910年には681名中109名で同じく16%であった。大阪

表7 東京高工本科入学者の入学前の学歴(1905～1921)

年	中学校 卒業生	工業学校 卒業生	その他の実業 学校卒業生	師範学校 卒業生	計	入学者中の工 業学校卒業生
1905(M38)	164	6	—	—	170	3.5%
1906(39)	173	2	2	—	177	1.1
1907(40)	194	6	2	1	203	3.0
1908(41)	216	9	—	—	225	3.7
1909(42)	210	8	—	—	218	3.7
1910(43)	201	15	—	—	216	6.5
1911(44)	212	15	3	—	230	6.5
1912(45)	231	17	—	—	248	6.9
1913(T 2)	232	10	1	—	242	4.1
1914(3)	211	11	3	—	225	4.9
1915(4)	198	2	2	—	202	1.0
1916(5)	220	4	その他 1	—	225	1.8
1917(6)	214	12	11	—	237	5.1
1918(7)	213	5	2	—	220	2.3
1919(8)	210	8	—	—	218	3.7
1920(9)	179	5	11	—	195	2.6
1921(10)	181	5	9	—	195	2.6

各年の『文部省年報』による。

東京高等工業学校の入学者選抜制度の歴史

府など若干の府県の出身の生徒が従来より減る傾向がみられたが、これは地方入試廃止の影響ではなく、大阪高等工業等、類似の学校が創立されてきた影響とみるべきであろう。

無試験検定入試の導入

1906年から、入学者選抜の方法として、学科試験の成績によるもののほかに、出身学校長の推薦による無試験検定と称した学科試験なしの選抜方法を採用するようになったことが注目される。関係規定は次の如くである。

本校に於テ適当ト認メタル中学校ヲ卒業シタル
入学志望者ニシテ三学年以上当該学校ニ在学シ最
終学年学科ノ成績其学級ノ及第者中首位ヨリ起算
シ全数ノ十分ノ一ニ至ルマテノ席次ヲ有スル者ハ
学業ノ成績其他ノ要件ヲ検定シ試験ヲ須ヒス入学
ヲ許可ス但入学ヲ許可スヘキ人員ハ各学科募集人
員ノ約半数トス

当校には、東京工業学校の時代から出身学校長の推薦による入学者選抜方法を採用してきた実績があった。この方法による出願がふえてからは学科試験が課されるようになったため、1893年頃からは厳密な意味

では推薦入学とはいえなくなっていたという経過があった。1904（明治37）年に第1学年から学資貸与をする生徒の推薦を求めたところ好成绩であったという実績が認められたこと、地方入試廃止後も全国的視野で優秀な生徒を集めたい意図のあったこと、などがこの無試験検定導入の契機になったのではないかとおもわれる。

東京高工の無試験検定の特色は、(a)全部の学校ではなく本校が「適当ト認メ」る特定の、(b)しかも中学校出身者についてのみ出願を認めたこと、換言すれば工業学校出身者等の出願を認めていないこと、(c)卒業時の席次合格者の上位1割以内の者に限定していること、(d)無試験検定で入学させる枠を入学定員の約半数と大きくとっていること、などである。後の他校のように出願を当該学年卒業生（今日のいわゆる現役）に限る旨の規定はない。これは、後述の工業経験者優先の方針と相まって、東京高工の無試験検定のひとつの特色をなすものであり、1925年まで変らなかつた。¹⁰⁾ もっとも、現実には無試験検定の出願者にはいわゆる現役者が多数であったとおもわれる。

無試験検定入試の難点のひとつは、等しく成績上位

表8 東京高工の志願者・入学者の検定別内訳（1906～1928）

年	無 試 験 検 定			試 験 検 定			入学者計	入学者中の 無試験検定 による入学者
	応募者	入学者	百分比	応募者	入学者	百分比		
1906(M39)	130	75	57.7	869	102	11.7	177	42.4%
1907(40)	148	79	53.4	1,100	123	11.2	202	39.1
1908(41)	163	102	62.6	1,080	134	12.4	236	43.2
1909(42)	142	82	57.8	834	136	16.3	218	37.6
1910(43)	145	79	54.5	890	137	15.4	216	36.6
1911(44)	118	82	69.0	949	148	15.6	230	35.7
1912(45)	110	75	68.2	1,108	173	15.6	248	30.2
1913(T 2)	132	93	70.5	1,435	150	10.5	243	38.3
1914(3)	145	82	56.6	1,467	137	9.3	219	37.4
1915(4)	135	72	53.3	1,249	133	10.6	205	35.1
1916(5)	168	87	51.8	1,459	137	9.4	224	38.8
1917(6)	203	82	40.6	1,789	154	8.6	236	34.8
1918(7)	191	85	44.5	1,692	141	8.3	226	37.6
1919(8)	170	74	43.5	1,711	145	8.5	219	33.8
1920(9)	180	63	35.0	1,249	129	10.3	192	32.8
1921(10)	171	54	32.2	818	141	17.2	195	27.7
1922(11)	179	46	25.7	805	148	18.4	194	23.7
1924(13)	115	27	23.5	674	177	26.3	204	13.2
1925(14)	117	21	17.9	996	192	19.3	213	9.9
1926(15)				1,359	230	16.9	230	
1927(S 2)				1,550	222	14.3	222	
1928(3)				1,695	225	13.2	225	

各年の『学校一覧』による。

者といっても出身学校間のいわゆる格差の存在であったが、この点について1906年の学校長報告は次のように述べている。

無試験検定者ノ学力ヲ仔細ニ審査セハ其在学学校ノ良否ニ依リ必スシモ皆学力優等ナルヲ保シ難シト雖モ此輩ハ一学級中既ニ上席ヲ占メシモノナレハ学才人物共ニ大ニ優ルモノアルカ如ク他日学業ノ発達上ニ有望ニシテ其成績ハ将来大ニ見ルヘキモノアラン

無試験検定入試は1925(大正14)年まで続けられ、前述した出願基準は最後まで不変であった。この間、『明治44～45年』の『学校一覧』記載の規定から、無試験検定に不合格となった者は試験検定に出願できること、この場合には検定料(当時は5円)を再度納入する必要のないこと、が定められた。これ以前から無試験検定の出願締切期日は試験検定のそれより1か月早かった。したがって従来も無試験検定の不合格者が試験検定を受験することは可能であったようにおもわれる。とするとこの改正は、この旨を明記したものに過ぎなかったのかも知れない。

無試験検定による選抜実績をまとめて表8にしめす。

無試験検定の出願者は毎年100名以上あった。まれに工業図案科に出願がない年があったことを除くと、無試験検定出願者は各科に分散していた。(工業図案科は1914年9月入学生を最後に募集停止、以後は東京美術学校図案科に吸収合併された。)¹¹⁾ 無試験検定入試の合格率は、1913年までは50～60%であったが、後次第に低下して1917年からは40%台、1922年からは20%台となった。合格者中の無試験検定入試合格者の比率も、当初には40%を越えた年もあったが次第に低下し、1921年からは20%台、1924年には10%台まで低下した。

無試験検定入試は1925(大正14)年を最後に廃止されたが、『学校一覧』は廃止の理由を説明していない。無試験検定入試の合格率が低下していたことはこの制度への不安と不信を醸成していたであろうし、試験検定入試への出願者が殺到していたなかでは、公平性が損われるという危惧も生まれていたのかも知れない。

工業経験者の優先

1906年の入試から、「中学校又ハ工業学校ノ卒業生ニシテ本校ノ是認シタル工場ニ於テ一箇年以上志望学科ノ工業ニ実施従事シ入学試験ニ合格シ若クハ無試験検定ノ資格ヲ有スル者ハ優先選抜スル」と定めた。この改正につき『明治38～39年』の『学校一覧』記載の学校長報告は次のように述べている。

工業ハ固ト実技ノ練習ヲ要スルモノニシテ実技ノ素要アル者ハ在学中及卒業後モ成績佳良ニシテ成功ニ資スルコト多キハ従来経験スル所ナレハナリ彼ノ独国ノ高等工業学校ニ於テハ実技ノ練習ヲ經サル者ハ入学ノ資格ナキモノト為スハ亦故ナキニアラサルナリ是ヲ以テ将来本校ニ入学セントスルモノハ成ヘク数学、英語ノ如キハ夜学等ノ方便ニ依リ学業ノ上達ヲ計リ兼テ昼間工場ニ於テ志望学科ノ実技ニ従事スルハ本校モ亦歓迎スルノ輩ナリ恐らく手島精一校長の発案とみられるこの方策の実績はどうだったのか。この年の学校長報告は、「多数入学志望者中此資格ヲ有スル者僅ニ二名ナリシハ遺憾ナリ」と述べていた。この有資格者が合格したのかどうかは記されていない。さらに翌1907年の実績については、この有資格者は「本年ノ入学志望者中ニハ僅カニ数名ニシテ而カモ往々選抜ニ洩レタルハ遺憾トスル所ナリ」とされている。この規定は東京高工の最後まで続いたが、1908年以降はこの規定の実績についての報告はなかった。1907年の学校長報告は、世の中には苦学生と称する夜学出身で合格する者もあるのだからといって、昼間の中学校卒業後実地に働いて夜学で勉強しながら受験する道を勧めていた。しかし学科試験の選抜競争は6～8倍という厳しいものであったから、卒業後1か年以上の実地の勤務を経た者が勤めなかった者に伍して学科試験の合格点をとることを望むことは、多くを望む方に無理があったのではなかろうか。また、卒業後志望する学科の方面に勤務する可能性が大きかったのはむしろ工業学校卒業生に多かったであろうが、中卒程度で学科試験が課されるとなれば、勤めながらの浪人の道は中卒者よりも厳しかったのではなかろうか。

学科試験科目

東京高工の入試の学科試験の科目は、従来(1900年)から、英語、数学、物理及化学、図画の4科目(物理と化学を別に数えれば5科目)であった。ただし1903(明治36)年からは工業学校卒業生には、上記のほかにも国語が課せられた。(工業図案科志望者に別個の扱いがあったことは前述した。)この方式は、『大正3～4年』の『学校一覧』まで、恐らくは1915(大正4)年の入試まで続いたものとおもわれる。

なお、『明治43～44年』の『学校一覧』から、従来の学科試験を試験検定と称するようになった。

『大正4～5』の『学校一覧』から、試験検定の規則は以下のように変わった。

試験検定ハ左ノ学科目ニ就キ三科目以上トシ中学校卒業ノ程度ニ依リ本校ニ於テ之ヲ施行ス

東京高等工業学校の入学者選抜制度の歴史

表9 東京高工の入学者選抜の日程（1906年）

4月1日	本日より試験検定及び無試験検定による入学願書受理
4月10日	無試験検定による在地方入学志望者の願書差出期終る
4月20日	無試験検定による在東京入学志望者の願書差出期終る
5月10日	試験検定による入学志望者の願書差出期終る
5月15日	入学試験始る
5月22日	入学試験終る

明治38～39年の『学校一覽』による。

一、国語 一、英語 一、数学 一、物理 一、化学 一、自在画 一、用器画

この改正は1916（大正5）年の入試から実施されたものとおもわれる。これ以後は、試験科目は毎年、官報等に公告されるようになったわけである。

1916年から1920年までは未調査であるが、1921（大正10）年から1928（昭和3）年までは、毎年、数学、英語、物理、化学の4科目であり、事実上一定していた。

なお、この1916年から、志望の学科は第2志望まで記してよい（従来は第3志望まで）と改められた。

入試期日と学年始期の転換

1906（明治39）年以降の東京高工の入学者選抜に関する日程は表9の如くであった。地方入試を実施していた1905年までに比較して、学科試験の日程が1週間程度遅くなっている。この後も、1両日のずれはあっても（恐らく曜日の関係であろう）大綱は変らなかった。

東京高工の学年始期は創立以来ずっと9月11日であったから、5月中に試験が終り、6月初めには合格者を発表するという日程は、7月に入試を行なう高校に比較してみるとひじょうに早かったといえる。（熊本高工の例をみると、同校の入試は1908年には8月末に実施されていたが、1909年からは無試験検定入試

が5月に、試験検定入試は7月上旬に実施されていた。）

別の機会に詳述したように、文部省は明治末年から官立学校の学年始期を小学校、中学校や師範学校と同様に4月1日に統一するよう勧奨していた。¹²⁾ 東京高工は、他の官立専門学校と同じくこの文部省の方針にそって、1916（大正5）年から学年始期を4月1日に転換した。この転換に伴って、中学校、工業学校の学年末（3月末）と東京高工の学年始期（4月1日）とは直接に接続することになったから、入学者選抜をいつ実施するかという厄介な問題が生じてきた。

早くから4月始期制に転換した山口高商、創設以来4月始期制をとってきた桐生高工などは、3月下旬、早い場合でも3月18日から入試を実施していたことが知られている。しかし、この学年始期転換の頃から東京高工の『学校一覽』は入学者選抜の日程を記載しなくなったので、1916年から1920年までの東京高工の入試の日程は目下のところ未詳である。

1921（大正10）年からは、官立高校も一斉に学年始期を4月に転換した。この頃に高校、専門学校増設計画がスタートしたため、官立高校、官立専門学校の入試期日設定方法は複雑になった。結論を先きに言えば、官立学校で入試を4月に実施する学校はなかった。このため、官立の高校、専門学校の入試の日程は3月中旬後半から下旬にかけてひしめき合うことになった。官立高校の入試は例年3月18日から全校を統一して実施するようになった。

官立実業専門学校の入試期日は、例年実業専門学校長会議で検討され、同種校全校をA、B2班に分け前期校と後期校とを年毎に交替する方式、同種校全校の期日を統一する方式などが提唱されたが、毎年、決定から外れるアウトサイダーがあつたりして、複雑な様相を呈した。

こうしたなかで1921年から28年までの東京高工の

表10 東京高工の入学志願者・入学者の卒業年次別内訳（1925～1928）

年	前年度 卒業生 (現役)	前々年度 卒業生	2年前の 卒業生	3年前の 卒業生	4年前の 卒業生	計	入学者中の 前年度卒業 生の比率	同左、官立 高等学校の 平均
1925	$\frac{133}{675}$	$\frac{47}{277}$	$\frac{22}{99}$	$\frac{5}{22}$	$\frac{6}{33}$	$\frac{213}{1,106}$	62.5	58.6
1926	$\frac{115}{733}$	$\frac{64}{411}$	$\frac{38}{134}$	$\frac{6}{40}$	$\frac{5}{32}$	$\frac{228}{1,350}$	50.4	56.9
1927	$\frac{114}{860}$	$\frac{74}{446}$	$\frac{28}{162}$	$\frac{4}{44}$	$\frac{6}{38}$	$\frac{226}{1,550}$	50.4	56.0
1928	$\frac{121}{924}$	$\frac{77}{484}$	$\frac{19}{171}$	$\frac{6}{58}$	$\frac{2}{40}$	$\frac{225}{1,677}$	53.8	53.8

各年の『実業専門学校等入学志願者入学者ニ関スル諸調査』による。上段が入学者数、下段は入学志願者数。

図 東京高工の入学者選抜制度略年表

年	主要事項	受験資格	有学歴者の扱い	学科志望	一般志望者の扱い	地方入試
1981 (M14)	5月 東京職工学校開設 (予科1年本科3年)	予科の入学資格は 満16年以上25年以下		● 1科	● 学科試験(5科目)	
82						
83						
84						
85			● 1月 初等中学科 卒は無試と改正			
86	8月 予科廃止, 本科3年のみ					
87 (M20)		生徒募集せず				
88		満17年以上25年以下	● 尋中卒・尋師卒の ● 地方特選者は無 ● 立派中卒は、成 ● 績劣以上は知事 ● 証明で補試	● 1学科、転科可	● 一般志望者は学科試験 (8科目)	
89						
1890	3月 東京工業学校と改称			● 1科	(9科目)	生徒募集を府県庁に依頼
91						
92						
93			● 中卒者は半数。定員超過のときは学科試験 (3科目)			
94						
95				● 1学科、転科不可		地方在住者は地方の中学校で
96						
97 (M30)						
98						
99						
1900					(10科目)	地方中卒は当該中学校に依頼
1	5月 東京高等工業学校と改称		● 中卒者のすべてに学科試験(4科目)を課し、欠員あれば一般入試を行う			
2						
3	[4月 専門学校令施行]	● 年齢制限徹底 中卒、工卒、専検合格者			● 一般志望者の試験廃止	
4						
5						
6						地方入試廃止
7 (M40)			● 無試験検定を併用 (半数以下)			
8						
9						
1910						
11						
12						
13						
14						
15	11月 学年4月始期制に改正		● 3科目以上をそのつど告示 (実際には4科目?)			
16						
17						
18						
19 (T10)						
1920						
21						
22						
23						
24	大岡山へ移転					
25						
26						
27						
28						
29 (S 4)	4月 東京工業大学発足					

入試は、3月23～26日に実施された1927年を除くと、例年3月18日前後から、つまり官立高校と同じ時期に実施された。

入学志願者・入学者の卒業年次別内訳

東京高工の入学志願者・入学者の卒業年次別内訳を表10にしめす。1924年以前のデータは未詳である。

1925（大正14）年のみ、いわゆる入学者中の現役卒業生の比率が、官立高工全校の平均より高い。翌年からは、入学者中の現役卒業生の比率は東京高工の方が全国平均よりも低いか同じ程度になっている。1925年だけ入学者中の現役卒業生の比率が高いのは、他校の例に徴して見て、この年まで東京高工が無試験検定入試を実施していたことに関係していたとおもわれる。¹³⁾（この年、無試験検定入試を実施した官立高工は、20校中15校であった。）

体格検査と口頭試問

入学者選抜方法の一環としての体格検査は、全期間を通して、受験者全員について実施されたようである。東京の本校で試験を実施する場合には学校側が直接に関与するわけだから問題はないが、試験を地方庁、地方の中学校に依頼していた場合の体格検査の方法は明らかでない。

体格検査は、学年始期が9月であった時期には、前述のように学科試験より前の日程で実施されていた。体格検査の可否に関する公表された資料は見当らなかったが、厳しいものだったようである。たとえば1906（明治39）年の入試については、本校及び工業教員養成所の入学志願者千余名につき、「先ツ身体検査ニ不合格ノ為メ学科ノ受験ヲ謝絶セシモノ九十九名次ニ入学試験ヲ受ケシモノハ八百六十一名……」と報告されている。受験者の1割弱が体格検査で落されたわけである。

学年始期が9月から4月に変更してからは、（1920年までの数年は未詳であるが）少なくとも1921年からは学科試験が終わってから後なか1日程おいて実施されるようになった。この場合、学科試験の結果で身体検査受験者がしぼられたのかどうかは、未詳である。千名もの受験者がいた当時、1日で採点を終えることはできなかったであろうから、全員を受けさせたのではないかとおもわれる。

なお、東京高工及びその前身の時代を通して、この学校の学則の入学者選抜に関する条項には、多くの他の学校の学則とは違って、口頭試問を実施する旨の規定がない。無試験検定受験者には口頭試問が身体検査と同時にこなされたことははっきりしている。一般の受験者についても、身体検査を行なう日に口頭試問を

合わせて実施したのかも知れない。少なくとも筆者のみた1921年以降の入学者選抜実施要項ではそうなっている。¹⁴⁾しかし、多数の受験者にたいする短時間の口頭試問が有効だったのかどうかは別問題である。

おわりに

筆者はさきに、盛岡高等農林学校（1902年創立、1903年5月に第1回生入学）を例として、専門学校令（1903年4月施行）下の官立実業専門学校の入学者選抜制度の概要を調べた。本稿では、東京職工学校の創設から東京高等工業学校の最末期（1928年）までの同校の入学者選抜制度の変遷を調べたので、1903年以降は前稿の時期と重なっている。選抜制度の細目は学校ごとに異なっていたとはいえ、この重なっている時期については、新たにづくわえるべきことは多くはなかったため、記述は簡略した。

1902（明治35）年までの東京高工及びその前身校の入学者選抜の制度は、毎年のように頻繁に変った。史料が欠けるために不明な点の多い1887（明治20）年までもそうであったとおもわれる。選抜方法が頻繁に変ったにしても、選抜の基本が当初から門閥等を排除した学力検査におかれていたことは重要なことであった。

東京工業学校時代の全体と東京高等工業学校と改称した最初の数年までの全体を貫く同校の選抜方法を特徴づけていたのは、第1に、尋常中学校卒業といういわゆる正規の学歴をもった者とうした学歴をもたない者との選抜方法を分け、とくに後者については9～10科目にのぼる学科試験を課したことであった。その第2は、生徒募集、試験の地方庁への、後には地方尋常中学校への依頼であり、第3には、地方庁、後には公立尋常中学校さらには私立尋常中学校をふくめた中等学校から学力優秀者の推薦を求める方式を学力検査による選抜と併用したことであった。これらの措置は選抜日程にみられるように当然に選抜の実務を複雑にし、学校当局にも大きな負担を強いることになったとみられるが、これらをおしてこうした方式が採用されたのは、一方では、中等学校制度が未成熟であり普及していない状況のもとで学力ある者を求めるためであり、鉄道網が未整備な状況下で全国的視野のもとに人材を求めるための方策であった。

したがって、中等学校が質的にも量的にも拡充され、鉄道網が急速に広がって行く世紀転換期を越えると、選抜の対象者を中学校卒業者にしぼり地方入試を廃止して本校のみで選抜試験を実施しても、十分に志願者を集めることが可能となってきたのである。

こうした転換を可能ならしめた背景には、多くの男子青年を上級学校進学に向かわせる力が働くようになったという事情があったことはいままでのないが、この点を解明することは本稿の課題を越えている。

注)

- 1) 『東京工業大学百年史 通史』1985年, 42ページ参照。以下たんに『通史』と略す。
- 2) 『通史』56～57ページ
- 3) 小菅久徳氏談「蔵前自治新聞」第122号, 『通史』59ページによる。
- 4) 『東京工業大学六十年史』1940年, 101, 134ページ。以下『六十年史』と略す。
- 5) 本稿が依存する重要な資料は『学校一覧』である。以下に筆者が参看したものを一括して掲げる。
 - 『東京職工学校一覧 明治21年22年』
 - 『同上 明治22年23年』
 - 『東京工業学校并 附属職工徒弟学校 一覧 従明治24年至明治25年』
 - 『同上 従明治25年至明治26年』
 - 『同上 従明治26年至明治27年』
 - 『東京工業学校一覧 従明治27年至明治28年』
 - 『同上 従明治28年至明治29年』
 - 『同上 従明治29年至明治30年』
 - 『同上 従明治30年至明治31年』
 - 『同上 従明治31年至明治32年』
 - 『同上 従明治32年至明治33年』
 - 『東京工業学校 工業教員養成所 一覧 従明治33年至明治34年』
 - 『東京高等工業学校一覧 附工業教員養成所一覧 従明治34年至明治35年』
 - 『東京高等工業学校一覧 従明治35年至明治36年』
 - 『同上 従明治36年至明治37年』
 - 『同上 従明治37年至明治38年』
 - 『同上 従明治38年至明治39年』
 - 『同上 従明治39年至明治40年』
 - 『同上 従明治40年至明治41年』
 - 『同上 従明治41年至明治42年』
 - 『同上 従明治42年至明治43年』
 - 『同上 従明治43年至明治44年』
 - 『同上 従明治44年至明治45年』
 - 『同上 従大正元年至大正2年』
 - 『同上 従大正2年至大正3年』
 - 『同上 従大正3年至大正4年』
 - 『同上 従大正4年至大正5年』
 - 『同上 従大正5年至大正6年』

- 『同上 従大正6年至大正7年』
 - 『同上 従大正7年至大正8年』
 - 『同上 従大正8年至大正9年』
 - 『同上 従大正9年至大正10年』
 - 『同上 従大正10年至大正11年』
 - 『同上 従大正11年至大正12年』
 - 『同上 自大正13年至大正14年』
 - 『同上 自大正14年至大正15年』
 - 『同上 自大正15年至大正16年』
 - 『同上 自昭和2年至昭和3年』
 - 『同上 自昭和3年至昭和4年』
- 「従大正12年至大正13年」に相当するものは、震災のため刊行はされなかった。なお本文中で引用するときには、『従明治36年至明治37年』を『明治36～37年』というように略記した。
- 『明治33～37年』以降、「学校長報告」と題して過去1年間の校内の諸事項につき所感をふくめたかなり詳細な報告書がふさされていることは、筆者の知る限り、この学校の『学校一覧』の類例のない特色となっている。また、『明治27～28年』から『明治40～41』までは、学則そのものではなく(学則は別に請求せよ、とされている)、学則の主要事項が解説風に記されている。
- 6) 『東京工業学校規則 明治23年7月改定』
 - 7) 『六十年史』134ページ。
 - 8) たとえば『新潟県立高田中学校一覧 自明治37年4月至明治38年3月』には「(5月)六日東京高等工業学校入学試験依頼ノ分本日ヨリ施行ス」との記述がある(同上書5ページ)。
 - 9) 拙稿「官立実業専門学校の入学試験制度の歴史——盛岡高等農林学校の例を中心に」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』第30巻, 1983年, 230～231ページ。
 - 10) 他の官立実業専門学校の無試験検定入試の応募要件については、拙稿、前掲書, 267～274ページ参照。
 - 11) 『通史』280ページ
 - 12) 拙稿、前掲書, 278～279ページ。
 - 13) 拙稿、前掲書, 241～242ページ。
 - 14) たとえば、『文部時報』第64号(1922年2月1日)、同上誌第94号(1923年1月1日)など。
- 【付記】本稿は、昭和60年度科学研究費補助金(一般研究B)を受けた「わが国大学入学試験制度の総合的調査研究(アーティキュレーション問題を中心に)」の研究成果の一部である。